

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定及び認定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、公募型プロポーザル方式により、豊富な知識と専門的企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により最も優秀な者を選定することを目的とする。

(2) 名称

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定及び認定支援業務委託

(3) 履行場所

伊賀市四十九町地内

(4) 業務内容

別紙「伊賀市中心市街地活性化基本計画策定及び認定支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 予算限度額

14,638,000円(税込)以内

4. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「調査検査業務ー計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者(ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期

間が終了した時点から申請可)

(5) 法令、規則等に違反していない者

5. 参加条件

過去 10 か年で、中心市街地活性化基本計画またはそれに類する計画 (※) 策定業務を受注した実績があること。

※類する計画とは、総合計画、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)、立地適正化計画とする。

6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書 (様式第 2 号) 1 部

イ 履行実績書 (様式第 3 号) 1 部

※5 に記載の参加条件が確認できる書類 (写) を添付すること。

ウ 納税証明書 (未納額がない証明書) 1 部

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間

令和 5 年 5 月 24 日 (水) から令和 5 年 5 月 30 日 (火) まで

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。)

イ 受付場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市産業振興部中心市街地推進課

ウ 提出方法 持参または郵便による提出

(令和 5 年 5 月 30 日 (火) 午後 4 時 30 分必着のこと。)

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

令和 5 年 5 月 24 日 (水) から令和 5 年 5 月 30 日 (火) まで

伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 設計図書等に対する質問

ア 提出期間

令和 5 年 5 月 30 日 (火) 午後 4 時 30 分まで

イ 提出方法

質問書 (様式①) を作成し、電子メールに添付のうえ送付する。

また、メールの件名は本プロポーザルに関する質問状であることがわかるよう配慮すること。

ウ 送付先 伊賀市産業振興部中心市街地推進課

メールアドレス shigaichi@city.iga.lg.jp

(5) 設計図書等に対する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和5年6月2日(金)に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により令和5年6月2日(金)に通知する。

(3) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間

プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内
受付時間：午前9時から午後4時30分まで

(閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市産業振興部中心市街地推進課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(4) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成25年伊賀市告示第176号)第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

8. 提案書の提出

(1) 提出書類

以下に掲げる書類(ア～オ)について提出すること。

書類の作成にあたっては、参考資料(第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画策定手続き)に基づいた提案となるよう留意すること。

ア 企画提案提出書(様式②)

イ 事業者の業務実績(様式③)

ウ 企画提案書(任意様式、A4版で片面印刷とし、10ページ以内で作成すること。)
企画提案書には事業者名を記載しないこと。

提案内容は、次のaからfの項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

a 業務実施方針

本業務に対する事業者としての取り組み姿勢を記載すること。

- b 業務の実施体制（配置予定管理技術者の保有資格、実績、実施体制図など）
配置予定管理技術者の保有資格、実績、業務の実施体制図などを記載すること。
 - c 伊賀市の市街地の現状調査、分析に関する方針
中心市街地活性化の課題分析、活性化に向けた検討において、予定している調査やデータ分析を事業者の経験、見識に基づき提案すること。
 - d 伊賀市中心市街地のにぎわい創出、活性化のための方策
伊賀市中心市街地の特性、現状を踏まえ、居住人口増やにぎわい創出に効果があると思われる施策、事業について、新規事業の掘り起こし支援を含め、事業者の経験、見識に基づき提案すること。
 - e 内閣府認定に向けた支援内容
内閣府認定に向けた事業者のサポート体制等について提案すること。
 - f アンケート、市民ワークショップ等の実施手法に関する提案
アンケートや市民ワークショップにおいて、市民からの反応が高くなる手法等を事業者の経験、見識に基づき提案すること。
- エ 工程表（任意様式、A3 版片面 1 枚とする。）
仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。
- オ 見積書（任意様式、事業者名を記載しないこと。）

(2) 提出期間

令和 5 年 6 月 5 日（月）から令和 5 年 6 月 23 日（金）まで
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市産業振興部中心市街地推進課

(4) 提出方法 持参または郵便による提出

（令和 5 年 6 月 23 日（金）午後 4 時 30 分必着のこと。）

(5) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

9. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市中心市街地活性化基本計画策定及び認定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。また、委員会は非公開とする。

(1) 評価方法

応募者が提出した企画提案書の評価は、委員会の委員が評価基準を基に採点する。

(2) 評価基準

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
業務実績	事業者の業務実績	・業務を円滑に実施するための実績、経験は十分か。	10
企画提案書	業務実施方針	・業務の趣旨を十分理解し、工程表に示された業務スケジュールは適正か。	5
	業務の実施体制	・市と事業者の役割分担が明確に示されているか。 ・業務遂行に適した資格保有者や業務実績を持つ者などを管理技術者として定め、計画策定業務に十分な体制を整えているか。	10
	伊賀市の市街地の現状調査、分析に関する方針	・伊賀市の現在までの取り組みを理解し、地域の状況に応じた課題分析に向けた具体的な調査内容やデータ活用が提案されているか。 ・策定後のフォローアップを見据え、継続性が高く負担が少ない調査の提案となっているか。 ・市街地活性化の可視化ができる調査分析を提案しているか。	30
	伊賀市中心市街地のにぎわい創出、活性化のための方策	・にぎわい創出、居住人口増に向けた具体的かつ実現可能性のある方策の提案となっているか。 ・伊賀市の現在までの取り組みや中心市街地活性化基本計画等を理解し、関連性のある方策の提案となっているか。 ・民間事業者を中心とする新規活性化事業の掘り起こしについて、具体的な支援が提案されているか。	30
	内閣府認定に向けた支援内容	・内閣府認定に向けた具体的なサポート内容が提案されているか。	5
	アンケート、市民ワークショップ等の実施手法に関する提案	・実行性が高く市民からの反応が高くなる手法が提案されているか。	5
見積金額		提示された金額によって配点する。	5
合計			100

10. 実施スケジュール（予定）

公告、実施要領等の公表	令和5年5月24日（水）
参加表明書類提出期間	令和5年5月24日（水）から令和5年5月30日（火）まで

参加資格の有無の通知	令和5年6月2日（金）
提出書類に関する質問受付期間	令和5年5月24日（水）から令和5年5月30日（火）まで
質問に対する回答掲載	令和5年6月2日（金）から令和5年6月23日（金）まで
企画提案書等提出期間	令和5年6月5日（月）から令和5年6月23日（金）まで
ヒアリング	令和5年7月5日（水）
審査結果通知	令和5年7月上旬
契約締結	令和5年7月中旬

11. ヒアリングの実施

- (1) 開催日 令和5年7月5日（水）
 - (2) 会 場 別途通知します。
 - (3) 方 法 10分程度のプレゼンテーション及び質疑を実施する。
- ※プロジェクター又はモニター利用によるプレゼンテーションについては事前の申し入れが必要。詳細は企画提案者に別途通知する。

12. 提案書の特定

- (1) 提案書特定・非特定の通知 令和5年7月上旬
- (2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。
- (3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間

プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内
 受付時間：午前9時から午後4時30分まで
 （閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

※書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。

- イ 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市産業振興部中心市街地推進課
 ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

13. 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成
 提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法
 業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。

ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

14. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 8.（1）に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更できないこととする。

ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の管理技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。
- (8) 次の納税証明書等（ヒアリング実施日から起算して6か月以内のものに限る）の提示がないと、本プロポーザルに参加できない。
 - ア 伊賀市内に本店を有する事業者
 - ・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕
 - イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - ・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕
 - ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕
 - ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - ・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕〔所管県税事務所発行〕
 - ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕

エ その他事業者

- ・法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕〔所管税務署発行〕

(9) 本業務の成果品については、当市の中心市街地活性化事業に使用するため、著作権等あらゆる権利は、当市に帰属するものとする。

15. 担当部署（書類提出先）

〒518-8501

伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市産業振興部中心市街地推進課

電話 0595-22-9825 FAX0595-22-9695